

石川県被災事業者再建支援事業費補助金実施要領 (令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨)

この要領は、石川県被災事業者再建支援事業費補助金（令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨）交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定する間接補助事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条 この要領における用語の定義は次の各号に定めるものとする。

- (1) 「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 「間接補助金」とは、石川県商工会連合会、県内各商工会議所（以下「商工会・商工会議所」という。）が補助事業において知事から交付を受けた補助金をその財源として交付する補助金をいう。
- (3) 「間接補助事業」とは、間接補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (4) 「間接補助事業者」とは、間接補助事業を行う者をいう。

（交付の対象）

第2条 間接補助金の交付対象となる者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により被害を受けた、県内に主たる事業所（団体）等を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団員等と関係がある場合等）
- (4) 法人格のない任意団体

（補助率、補助限度額等）

第3条 補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

- 第4条 間接補助事業者は、間接補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書等（第1号様式）に関係書類を添えて、商工会・商工会議所に提出するものとする。
- 2 前項の申請書等の間接補助金額の算定において、消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

(交付決定の通知)

- 第5条 商工会・商工会議所は、前条の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容を審査し、間接補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、間接補助事業者に通知するものとする。
- 2 商工会・商工会議所は、前項の通知に際して、補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法等本要領に定めるもの以外に必要な条件を付すことができる。
- 3 商工会・商工会議所は、間接補助事業者が令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨による被害を受けた日以降で交付決定の前に着手された事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、間接補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

- 第6条 間接補助事業者は、間接補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、間接補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に商工会・商工会議所に書面をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

- 第7条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、商工会・商工会議所の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(変更の承認等)

- 第8条 間接補助事業者は、間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようするときは、あらかじめ変更（中止又は廃止）承認申請書（第8号様式）を商工会・商工会議所に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 商工会・商工会議所は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第9条 間接補助事業者は、第5条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を商工会・商工会議所の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 商工会・商工会議所が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が商工会・商工会議所に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、商工会・商工会議所は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が商工会・商工会議所に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 商工会・商工会議所は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 商工会・商工会議所は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(事故の報告)

第10条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに商工会・商工会議所に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第11条 間接補助事業者は、間接補助金の交付決定の内容及び付した条件に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(遂行状況の調査)

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行状況について、商工会・商工会議所の

要求があったときは協力しなければならない。

(実績報告)

第13条 間接補助事業者は、事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から1か月日以内又は、令和8年1月30日(金)のいずれか早い日(土・日・祝日の場合はその前日)までに実績報告書(第3号様式)を商工会・商工会議所に提出しなければならない。

(間接補助金の額の確定等)

第14条 商工会・商工会議所は、第13条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

2 商工会・商工会議所は、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。

3 前項の間接補助金の返還期限は、商工会・商工会議所の定める日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(間接補助金の支払)

第15条 間接補助金は第14条第1項の規定により交付すべき間接補助金の額を確定した後支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 商工会・商工会議所は、第8条第1項第2号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 間接補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(2) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(6) 国や県等の他の補助金を併せて活用し、補助金の二重交付となる場合

2 商工会・商工会議所は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部

分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 商工会・商工会議所は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、商工会・商工会議所の定める割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく間接補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第6号様式）を備え管理しなければならない。
- 3 商工会・商工会議所は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を商工会・商工会議所に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、知事が定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第7号様式）を商工会・商工会議所に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第17条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附則 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表1 補助対象経費、補助率及び補助金額

補助対象経費	補助率	補助限度額等
令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により被害を受けた施設・設備の復旧に係る経費	補助対象経費の2分の1 (小規模事業者においては3分の2)	上限 2,000,000円 (千円未満切り捨て) ※令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨の被災事業者については、補助上限額を300万円に引き上げる。

法人名

代表者名 様

執行機関名(商工会・商工会議所)

石川県被災事業者再建支援事業費補助金交付決定通知書
(令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨)

令和 年 月 日付けで申請のあった被災事業者再建事業費支援補助金については、下記のとおり交付することとしたので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる取組(事業)内容及び補助事業に要する事業経費は、令和 年 月 日付けで申請のあった被災事業者再建事業費支援補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
 - ① 申請のあった補助対象経費(税抜) 金 <補助対象経費> 円
 - ② 審査後の補助対象経費(税抜) 金 <審査後補助対象経費> 円
 - ③ 補助金交付決定額⁽²⁾×1/2又は2/3以内 ※千円未満切捨て) 金 <補助金交付決定額> 円
- 3 補助事業計画の内容等を変更することは原則として認められませんが、もし変更又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、速やかに当事務局に報告(第8号様式)し、事前にその指示を受けるものとする。
- 4 補助事業完了日から1か月以内又は、令和8年1月30日のいずれか早い日(土日祝日含む)までに、実績報告書にその補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて当事務局に報告しなければならない。
- 5 補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿その他会計書類については、他の経費と区別してこれを記入し、領収書等収支の事実を証する一切の書類は、随時提出できるよう整備の上、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間(令和13年3月31日まで)保存しなければならない。
- 6 その他補助事業者は、本交付決定に定めるほか、石川県が定める補助金公募要領に従わなければならない。

第4号様式

第 号
令和 年 月 日

法人名

代表者名 様

執行機関名(商工会・商工会議所)

石川県被災事業者再建支援事業費補助金確定通知書
(令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨)

石川県被災事業者再建支援事業費補助金実施要領第14条の規定により、次のとおり交付すべき補助金の額を確定することに決定したので通知する。

補助金の額 金 円

執行機関名(商工会・商工会議所) 御中

所在地
 法人名
 代表者職・氏名

被災事業者再建事業費支援補助金請求書
 (令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨)

被災事業者再建事業費支援補助金を下記のとおり請求いたします。

記

1 補助金請求額

_____ 円

※実績報告書「3 補助金請求額」の額を記入

2 振込先口座

振 込 先			銀行 金庫・組合 農協・漁協					本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関 コード(※1)				支店コード(※1)			
	店番(※2)		預 金 種 類	普通	当座	納税準備	貯蓄	
	口座番号			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(フリガナ) 口座名義							

- ※1 金融機関コード、支店コードが分かる場合は記載をお願いします。
- ※2 振込先をゆうちょ銀行とする方は記載をお願いします。
- ※3 記入いただいた情報は本補助金に関する業務にのみ使用します。

【添付書類】(すべての項目に☑が必要です。)

振込先口座の通帳の写しを添付

第6号様式

取得財産等管理台帳
(令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨)

区分	財産名	数量	金額	取得日等	処分制限期間	設置場所
例) (ア)	木造店舗	1	4,000,000円	R7.10.1	修繕から〇年	自社敷地内 (〇〇市〇〇 1丁目1番地)

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本実施要領第18条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

執行機関名(商工会・商工会議所) 御中

所在地
法人名
代表者職・氏名
印

財産処分承認申請書
(令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨)

被災事業者再建事業費支援補助金について、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由

執行機関名(商工会・商工会議所) 御中

所在地
法人名
代表者職・氏名 印

被災事業者再建事業費支援補助金計画変更(中止又は廃止)承認申請書
(令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨)

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった被災事業者再建事業費支援補助金について、以下のとおり計画の中止又は廃止をたく申請します。

1 変更(中止/廃止)の理由

(変更(中止/廃止)する必要が生じた理由を詳細に記載してください。)

2 変更(中止/廃止)する事業の内容

申請時計画	
変更後計画	

3 事業経費

(単位:円)

支出(予定)日	項目	支出先(予定)	金額(税抜)
合 計			円

(変更後)

(単位:円)

支出(予定)日	項目	支出先(予定)	金額(税抜)
合 計			(A) 円

4 補助変更申請額

変更前の額 _____ 円

変更後の額

事業に要する経費(3 事業経費の(A))に1/2(又は2/3)をかけて算出される額と200万円または300万円のいずれか低い額

(変更申請額)※千円未満切り捨て

円